

山口県社会的養育推進計画（素案）に対する意見の募集結果について

山口県では、「子どもの権利保障」と「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、現行の「家庭的養護の推進に向けた山口県推進計画（2015年度～2029年度）」を改定し、「山口県社会的養育推進計画」を策定しましたので、公表します。

また、計画の策定に当たり、計画案に対して実施したパブリック・コメント（県民意見の募集）の結果について、併せて公表します。

1 公表する資料

- (1) 山口県社会的養育推進計画（概要）
- (2) 山口県社会的養育推進計画（全文）

2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見の募集期間
令和元年12月23日（月）から令和2年1月22日（水）
- (2) 意見の件数
3人 29件
- (3) 意見の内容と県の考え方

【施策の内容等に関するもの】（12件）

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	フォスタリング機関職員が、各児童相談所の里親養育支援児童福祉司や非常勤の里親推進の職員等と連携を図る等機動力をもった機関にして欲しい。	いただいたご意見を踏まえ、フォスタリング機関と児童相談所の連携の強化について追記しました。
2	児童養護施設の児童を短期間家庭に受け入れる「すこやかホーム」には、虐待を受けていたり、発達障害等何らかの障害がある児童が増えていることもあり、研修等の機会があると良い。	今後の施策の参考とさせていただきます。
3	ホームページで「すこやかホーム」の意義や募集等も掲載して欲しい。	ご意見を踏まえ、情報発信に努めてまいります。
4	ホームページで、国からの通知等をぜひ発信し、正しい情報が早く得られるように計らっていただきたい。	効果的に情報発信ができるよう努めてまいります。
5	「小規模化かつ地域分散化」は、児童にとって安定した生活環境をつくることを最優先で進めていただきたい。	本計画では、子どもの最善の利益を実現していくための取組を総合的に推進することとしています。 児童にとって安定した生活環境を最優先に「小規模化かつ地域分散化」を促進してまいります。

6	保護者のニーズによる保護やリスクの低いケースでは 市町のショートステイ事業の拡充や養育里親の活用拡充等、ニーズに合わせた対応がとれるような体制整備をお願いします。	子どもや家庭にとって最適な対応となるよう、一時保護の体制整備に努めてまいります。
7	一時保護の期間が長くなることが予測できる事例（虐待事案で親権者が法第27条に同意しない場合等）であれば、速やかに日常的に弁護士等に相談できるような体制を整備して欲しい。	常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行える体制を整備してまいります。
8	権利擁護の取組の一つとして、当事者である子どもへのアンケートだけではなく、第三者機関による評価または、職員・組織の自己評価を先行自治体等を参考に検討して欲しい。	今後の施策の参考とさせていただきます。
9	幼少時から退所までの間に、一貫した考えの下、様々な支援をしていける体制づくりが必要であるため、教育・就職支援専門機関との連携について記載して欲しい。	いただいたご意見を踏まえ、学校や就職支援専門機関との連携について追記しました。
10	何らかの障害のある児童養護施設入所児童で障害福祉サービスの必要性があるケースは、関係機関等と連携をとり、情報共有していただきたい。	関係機関との連携や情報共有について取り組んでまいります。
11	総合支援学校の在籍児童は、高等部初期から退所後のライフプランについて、本人も含めた支援会議を開催する等積極的な取組について、検討いただきたい。	児童の意見を反映した支援の提供や方針決定に努めてまいります。
12	同時に『「やまぐち子ども・子育て応援プラン」（素案）に対するパブリックコメント（県民意見の募集）』も実施されているが、どちらも「子育て」に関する施策と考えますが、なぜ別々に計画を設定するのか分かりにくい。 施策の重複による二度手間の発生や、関係施策を別々の計画で実施する弊害の発生は無いかな危惧する。 この2計画、あるいは他県行政内各計画・プランとの関係性を明示し、各計画が適切に運営される様な対応を御願います。	本計画は、社会的養育の推進を図るために計画したのですが、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」は、子育て支援・少子化対策全般についての総合計画であり、性格が異なります。 両計画の整合を図りながら、施策の効果的な推進に努めます。

【表記等に関するもの】（４件）

1	<p>年代表記が元号のみ、西暦のみが混在している様に見受けられる。分かりやすくするため西暦への統一または双方併記を御願います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本文中に西暦・和暦双方を併記しました。</p>
2	<p>所々掲載されております用語解説はありがたい。解説語句の精査再確認をお願いする。 パブリック・コメント/県民意見募集の資料には何らかの形で用語解説の掲載を必須とする対応をお願いする。</p>	<p>ご意見を踏まえて、解説語句を再精査しました。</p>
3	<p>2015年以前に策定した「推進計画」に対して、議論を経て施策を修正・追加あるいは継続としたのが当「計画（案）」のはずですが、その点が全く読み取れません。上記内容の追加記述が必要と考えます。</p>	<p>山口県社会的養育推進計画策定委員会の議論を踏まえ、本計画を取りまとめております。</p>
4	<p>各項目に提示された「指標」には、家庭的養護の推進に向けた山口県推進計画（2015年度～2029年度）」にも明示されていた指標（の当時の実績値と目標値）、今回追加した指標、今回削除した指標があると思われるが、その点全く記載がない。 継続指標なのか追加指標なのかを明示し、継続指標については2015年前後の実績値と当時の2029年度目標値、目標値変更の場合はその理由、新規指標については追加理由とわかるものについては2015年前後の実績値、削除指標については結果と削除理由の明示が必要と考えます。</p>	<p>山口県社会的養育推進計画策定委員会の議論を踏まえ、新たな指標を設定しています。</p>

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】（13件）

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>「指標」の表記がされているが、「現状値」と「中間年（目標）」「最終（目標）」の提示だけでは、「目標」の値が適正か判断が困難である。</p> <p>可能な限り過去からの数値推移（グラフ等）を明示しての目標提示、最低でも、最終年度＝10年後に対して同年数遡った年次の実績値を明示し、その上で再度意見募集実施をお願いする。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、再度の意見募集は、予定しておりません。</p>
2	<p>意見募集期間に年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計9案件実施（12/27時点）の中で通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見公募の体を成していないと考える。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等は、予定しておりません。</p>
3	<p>この時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願う。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p>
4	<p>当時期パブリック・コメント／意見募集実施理由への御返答が「県行政の進行／スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となる。パブリック・コメント（県民意見募集）を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願います。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	<p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p> <p>いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>「年末年始含む期間にパブリック・コメント／意見募集案件集中」に関しての前述（期間の年末年始回避、案件集中回避）の様な意見を、過去数年、複数回／複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント／県民意見募集に送付した。パブリック・コメント／県民意見募集について県行政として「年末年始含む期間の回避」「年末年始含む場合の期間延長」「案件集中の回避」「募集時期集中時の期間延長」等について何らかの対応がなされたかどうか</p>	

	明示願う。	
6	前述対応が無かった場合は、「なぜ県として対応をしなかったのか」、当時の当該意見受取各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願う。前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント／県民意見募集で適切な対応（集中回避・集中時期間延長等）が取られていないのか明示願う。	
7	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長／再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。	
8	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した／記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願う。	パブリック・コメントの実施の際は、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（1月11日の山口新聞）により広報に努めました。 県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。
9	今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント／県民意見募集についてや、パブリック・コメント／県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願う。	限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。
10	前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント／県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願う。	
11	パブリック・コメント／県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じる。県広報紙発行頻度の見直しをお願いする。	
12	県民からの意見募集の他に、住民・関	関係児童福祉施設、社会福祉協議会、

	<p>係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願います。</p>	<p>医療、法曹、市町、学識経験者等で構成する「山口県社会的養育推進計画策定委員会」を通じ、様々な分野で活躍されている県民の皆様や自治体からいただいたご意見を最終案に反映させています。</p>
13	<p>目次には「資料 児童養護施設の入所児童等に対するアンケート調査結果集計...28」とありましたが、県ホームページの『「山口県社会的養育推進計画」(素案)に対するパブリックコメント(県民意見の募集)について』のページには当該資料見当たりませんでした。当該「計画(素案)」についての判断等困難です。資料公開の上での再度意見募集を実施願います。</p>	<p>計画内に記載しない部分が目次に記載されていたので削除しました。再度の意見募集は、予定しておりません。</p>